

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

	担当課	労政雇用課	検索番号	4-1
法令名	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	根拠条項	40	
許認可等	シルバー人材センターの業務拡大に係る業種及び職種の指定の取消			
(根拠規定)				
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条				
都道府県知事は、前条第一項の指定をした業種及び職種が同項に規定する基準に適合しなくなったときは、遅滞なく、その指定を取り消すものとする。				
2 前条第四項の規定は、全項の規定による取消しについて準用する。				
(処分基準)				
シルバー人材センター等の業務拡大に係る要件等について (平成28年4月7日付け職発0407第3号厚生労働省職業安定局長通知)				
第5 指定の取消しについて				
指定の取消しは、次の1から4により行うこと。				
1 指定の取消しを行う場合				
関係者からの申し出等があった場合は、参考指標の動向把握、関係者への意見聴取等の事実確認を行い、第2-1(2)又は(3)の指定要件に適合しなくなった場合、指定を取り消すこと。				
2 指定を取り消すまでの期間				
第2-1(2)又は(3)の指定要件に適合しなくなった場合、遅滞なく指定を取り消すこと。ただし、取消しにより不利益を被る者が発生する場合(※)は、不利益を被る者と調整し、できるだけ速やかに指定を取り消すこと。				
※シルバー人材センターが繁忙期のスーパーマーケットに派遣を行っている場合であって、指定の取消しにより代替要員が確保できず、営業に支障が生じる場合など。				
3 指定の取消しの公示				
シルバー人材センターの業務拡大に係る指定の取消しを行った場合、第4に準じて公示を行うこと。				
4 指定の取消しの効果				
指定の取消しは業務拡大の指定を取り消すものであり、シルバー人材センターの指定を取り消すものでないことに留意すること。				

